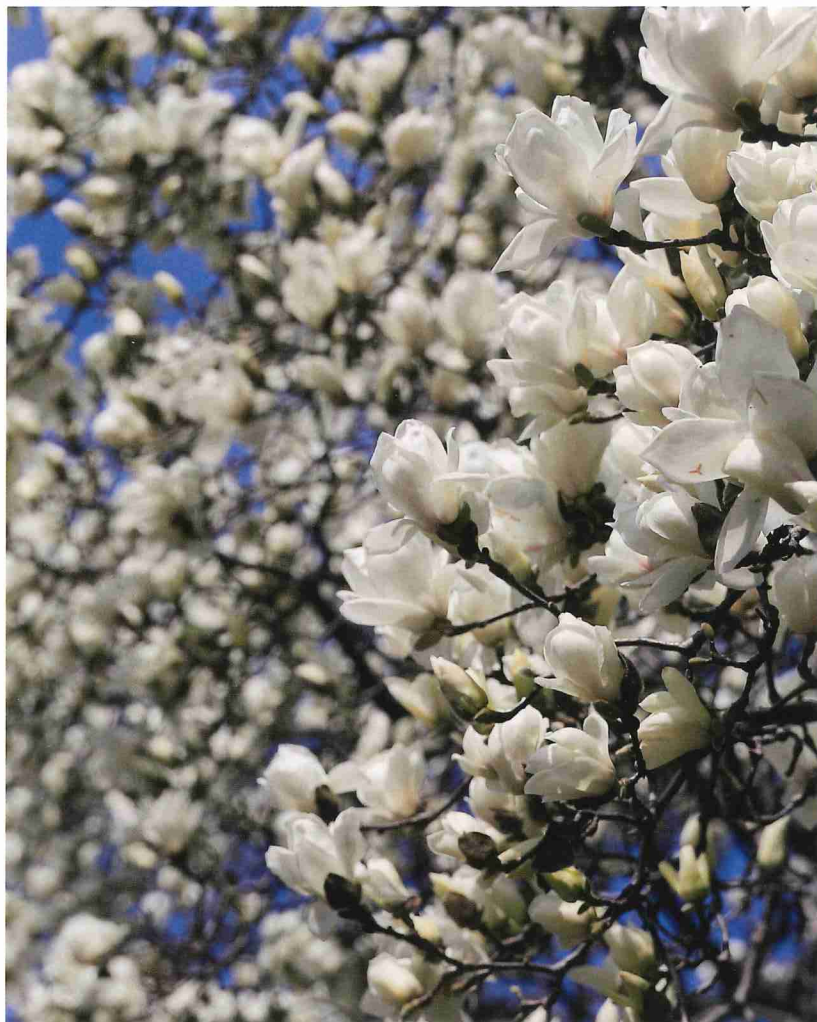




モクレン

花みずき



BEST MANAGEMENT

公認会計士・税理士
経営コンサルタント

安 蒜 俊 雄

〒271-0046

松戸市西馬橋蔵元町93

Phone : 047 (341) 8811

Fax : 047 (341) 8080

3月

(弥生) MARCH

20日・春分の日

日	9	23
月	10	24
火	11	25
水	12	26
木	13	27
金	14	28
土	1	15 29
日	2	16 30
月	3	17 31
火	4	18
水	5	19
木	6	20
金	7	21
土	8	22

3月の税務と労務

国 税／令和6年分所得税の確定申告 2月16日～3月17日	国 税／1月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 3月31日
国 税／個人の青色申告の承認申請 3月17日	国 税／7月決算法人の中間申告 3月31日
国 税／贈与税の申告 2月1日～3月17日	国 税／4月、7月、10月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 3月31日
国 税／2月分源泉所得税の納付 3月10日	地方税／個人の都道府県民税、市区町村民税、事業税(事業所税)の申告 3月17日
国 税／個人事業者の令和6年分消費税等の確定申告 3月31日	

ワンポイント 収受日付印の押なつ廃止

国税庁は今年1月から、書面で提出された申告書等の控えへの、収受日付印の押なつを行わないこととしました。控えの収受日付印以外で、申告書等の提出事実や提出年月日を確認する方法としては、申告書等情報取得サービスや納税証明書の交付請求などにより確認することができます。



能動的サイバー防御

サイバー攻撃とは

サイバー攻撃とは、ネットワークを通して、データや情報を提供しているサーバーやパソコン・スマートフォンなどの端末などへアクセスし、そのシステムを壊したりデータを盗み取ったり、データを書き換えたりするような行為のことです。

代表的な例としては、金融機関などを名乗ったメールを送信し偽サイト（フィッシングサイト）へのアクセスを誘い、個人情報盗み取るフィッシング詐欺や不正なログイン行為、不正カード利用行為などが挙げられます。

サイバー攻撃のターゲットとなる相手はさまざまで、個人から不特定多数の人間、会社や各種団体、政府の機関などがあります。目まぐるしい進化を遂げたIT化が生活に浸透するようになってから久しく、私たちは日常生活や学校、勤務先など、あらゆる場面でパソコンやスマホなどを通してインターネットを利用しています。つまり現在では、いつでもどこで誰がサイバー攻撃の対象になってもおかしくない状況であるといえるでしょう。

能動的サイバー防御とは

能動的サイバー防御とは、国を守るために政府が

推し進めている施策の一つで、ACD（アクティブ・サイバー・ディフェンス）とも呼ばれます。具体的には、国の重要機密や経済基盤となる施設や設備、サーバーシステムなどに対するサイバー攻撃を未然に防ぐため、攻撃される前の時点でセキュリティ対策を取っていくことです。被害が生じてからでは遅いという判断により、先んじてサイバー攻撃の予兆や兆候を察知し対応策を講じるという「先手必勝」の考え方が取られています。

昨今では、直接的な武力に頼らずとも国の重要インフラへ働きかけることで、その国の安全性を脅かすことが可能な世の中となっています。インターネット環境やサイバー空間の安全性を確保するための情報を収集し、分析することに注力し、これらを守り抜くための体制を整えることが求められているのです。

能動的サイバー防御の重点的項目

政府が能動的サイバー防御を実施するにあたって必要となる取り組みとしては、以下の3種が挙げられます。

- ① サイバー攻撃を受けた民間の会社などが行う政府への情報共有や、政府による対処法の調整・支援の取り組みを強化する
- ② 国内の通信事業者が提

供する通信情報を活用し、悪用の恐れがあるサーバーを検知するための取り組みを進める

- ③ 国や重要インフラ等に対する安全保障上の懸念がある深刻なレベルのサイバー攻撃を、可能な限り未然に防ぐことができるような権限が政府に与えられるようにする

上記のような取り組みを行うため、政府は内閣官房に設置している内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）を改編し、サイバー防御対策を総合的に管理する新たな組織として稼働させることとしています。

各企業への影響や課題

能動的サイバー防御の体制が整備・実施されるにあたり、各企業にも影響が生じる可能性があります。サイバー攻撃を未然に防ぐためには、前述の通り多くの情報収集が必要です。つまり、大企業のみならず中小企業に対しても政府より情報提供が求められるケースが考えられます。

サイバー攻撃の種類や手口は日々進化しており、これまで考えられなかったような巧妙な手口が使われる可能性も高いです。そのため、国を挙げた技術力の向上や優秀な人材確保が急務です。企業ごとの個々努力が能動的サイバー防御の実現へとつながるのです。

外国人技能実習制度

日本の外国人労働者の受け入れに関するルールには、これまでは「外国人技能実習制度」がありました。

外国人技能実習制度とは、外国人技能実習生が日本で培った技能や知識を海外の開発途上地域などへ移転した際に発揮することで、その地域の経済を発展させることを目的として、1993年に定められた制度です。制度の内容は、以前より海外の現地法人が社員教育の一環として実施していた研修制度がもとになっています。技能実習生は、日本の会社と雇用契約を締結し、技能実習計画に沿った形で自国では得ることが難しい技能などを学びます。最長で5年の修得期間を経た上で実習生は自国へ戻り、得たスキルを活かして国の発展を目指して働くという流れを取っています。

実習制度の問題点と廃止

外国人技能実習制度は前述の通り「発展途上国の経済発展に寄与する」ために作られた制度ですが、昨今ではその目的から外れた名目で技能実習生を雇用する企業が多いことが問題視されています。

技能実習制度における外国人実習生は、その名の通り「実習生」であり、「労働者」ではありません。しかし、実際には労働力不足を補うために実習生を雇い入れる企業が少なくないのが現状です。中には、実習生を安い賃金で長時間にわ

育成就労制度



たって働かせるケースや、実習生に対するハラスメントが社会問題化したケースもみられます。

さらに、「技能実習生は転職できない」というルールが問題に拍車をかけています。技能実習生は、原則として外国人技能実習機構により認可を受けている企業以外では働くことができません。また、事前に職種を決定した上で実習生として来ていることから、異なる企業へ移ることもできません。したがって、実習先で悩みやトラブルを抱えたにもかかわらず逃げ場のない実習生が失踪するという事態が発生しました。

これらの問題を受け、政府は技能実習制度の廃止を決定し、新たに「育成就労制度」を創設する運びとなったのです。

育成就労制度とは

育成就労制度とは、外国人労働者の育成や確保を通じて受け入れ態勢を整える

新たなルールのことで、2027年に開始予定です。技能実習制度の目的が「国際貢献」である点に対し、育成就労制度の目的は「国内の労働力不足を補うための人材育成・確保」である点が異なります。技能実習制度ではカバーしきれなかった外国人労働者の権利を守りつつ、日本でキャリアやスキルを積んでもらうために創設されました。最終的には、その分野で相当と判断される知識や経験を持つ者として在留資格が与えられる「特定技能1号」を持つ外国人労働者を育てることを目指しています。

育成就労制度の大きな特徴の一つは「転籍可能」であること、「ある程度の日本語能力を有することが条件」であることです。また、対象となる職種は「特定技能制度」とほぼ変わらない内容になるようです。特定技能制度とは、2019年より開始されている、専門知識やスキルを持つ外国人を受け入れるための在留資格制度です。育成就労制度の職種を特定技能制度と一致させることにより、将来的には特定技能制度の対象となるような戦力となり得る外国人を育てることへとつながります。

育成就労制度は、企業の慢性的な労働力不足を補う対策の一つとして非常に有効です。ただし、来日のための渡航費用などは受入先の企業負担も発生するため、ある程度の費用負担を覚悟の上で、事前に検討をしておく必要があるでしょう。

減価償却資産を消耗品費として損金処理した場合の取扱い

事業用に供される建物や機械装置、器具備品などの資産は、一般的には時の経過などによってその価値が減少します。このような資産を減価償却資産といいます。減価償却資産の取得に要した金額は、取得した時に全額損金の額に算入することはできません。減価償却費として損金の額に算入される金額は、確定した決算において償却費として損金経理をした金額のうち、償却限度額に達するまでの金額とされています。

では次の2つの資産を期首に取得し、取得価額のすべてを消耗品費として処理して申告をした場合、その後の修正申告において修正する額は、どのようになるでしょう。

- (1) 取得価額50万円の器具備品（耐用年数：5年）
- (2) 取得価額100万円の機械装置（耐用年数：10年）

減価償却資産として計上すべき金額を全額消耗品費として処理したような場合、消耗品費は償却費ではないので、「償却費として損金経理をした金額」には該当せず、計上した消耗品費の全額を資産の計上もれとして申告加算する必要があります。ただし、おおむね60万円以下の少額な減価償却資産や耐用年数3年以下の減価償却資産の取得価額を消耗品費などとして損金経理をした場合のその損金経理をした金額など、一定の要件を満たす金額については、税務上も「償却費として損金経理をした金額」に含まれるものとされています。

したがって、会社が減価償却資産の償却方法として定額法を採用している場合、前記の(1)については取得価額50万円から償却限度額10万円を差し引いた40万円を償却限度超過額として、(2)については取得価額100万円を資産の計上もれとして修正申告することになります。

3月の税務ピックアップ

個人の青色申告の承認申請

事業所得や不動産所得、山林所得を生ずべき業務を行う人が青色申告の承認を受けようとする場合、青色申告書による申告をしようとする年の3月15日までに「所得税の青色申告承認申請書」を税務署に提出します。青色申告承認申請書には、納税地や氏名の他、所得の種類や事業所の名称・所在地、備付帳簿名などを記載します。

なお、その年の1月16日以後、新たに事業を開始したり不動産の貸付けをした場合は、その事業開始等の日から2か月以内が提出期限です。また、青色申告の承認を受けていた被相続人の事業を相続により承継した場合の提出時期は、相続開始を知った日（死亡日）の時期に応じて、次のように決まっています。

- ①死亡日が1/1～8/31：死亡日から4か月以内
- ②死亡日が9/1～10/31：12/31まで
- ③死亡日が11/1～12/31：翌年2/15まで

誤って納付した 印紙税の還付

印紙税の課税文書に貼り付けた収入印紙が過大である場合や、収入印紙を貼り付けた課税文書を使用する見込みがなくなった場合には、印紙税の過誤納金として還付の対象となります。還付を受ける場合には、「印紙税過誤納確認申請（兼充当請求）書」に必要事項を記入して、所轄税務署に提出します。この

場合の納税地は、文書の種類や記載内容などによって異なる場合がありますので、あらかじめ確認した方が良いでしょう。なお申請の際には、印紙税が過誤納となっている文書の現物を提示する必要があります。

税金の還付は、銀行口座振込または郵便局を通じての送金になります。また還付金の請求権は5年で消滅しますので、文書の作成日から5年を経過したものは、還付の対象になりません。